信託契約書

委託者　父○○および受託者長男○○は下記の通り信託契約を締結する。

第1条（契約の趣旨）

委託者は、第3条第1項で定める財産を受託者に信託し、受託者はこれを引き受けた（以下、この契約を「本契約」といい本契約に基づいて設定される信託を「本件信託」と言う）。

※（始期を設定する場合の例）

なお、本件信託は令和6年7月1日より効力が生じるものとする。

第2条（信託の目的）

本件信託の目的は以下のとおりとする。

（１）委託者に体調変化等があったとしても、信託された財産を受益者のために適切に管理・運用・処分し、継続的な財産管理を行うこと。

（２）受益者の生涯にわたる安心な生活と福祉を実現すること。

（３）本件信託の条項に従い、円滑な資産継承を実現すること。

第３条（信託財産）

本契約において信託財産とは、別紙「信託財産目録」に記載された財産および当該目録に準じて定める財産（以下「信託財産」という）をいうものとする。

このうち、不動産を「信託不動産」、金銭および有価証券その他の金融資産を「信託金融資産」という。

２　前項のほか、本件信託の開始後に生じた以下の財産についても信託財産に含まれるものとする。

（１）本契約第５条の定めにより追加信託された財産

（２）信託財産の売却、賃貸、その他の管理・運用または処分により取得した財産

（３）信託財産から生じた利息、配当、賃料その他一切の果実

（４）前各号に掲げるもののほか、信託法その他の法令の規定により信託財産に属することとなった財産

第４条（信託財産の引渡し）

委託者は、本契約の効力発生後、速やかに前条に定める信託財産を受託者に引き渡すものとする。

２　委託者および受託者は、信託不動産について、「信託」を原因とする所有権移転登記および信託の登記申請手続きを共同して行うものとする。

３　委託者は、信託金融資産について、信託口口座または受託者名義の信託専用口座（以下、両者を総称して「信託口口座」という）に速やかに移動するものとし、受託者は当該信託口口座においてこれを適切に管理するものとする。

第５条（信託財産の追加）

委託者は、受託者に対して通知または協議を行うことにより、金銭を信託財産に追加することができる。

２　委託者が金銭を追加信託する場合は、受託者が指定する信託口口座等への振込により行うものとし、当該振込が確認された時点をもって、追加信託契約が成立したものとみなす。

第６条（信託財産の管理、運用及び処分の方法）

受託者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に従って、信託財産の管理、運用および処分を行う。（１）受託者は、受益者の要望または必要に応じて、受託者が相当と認める範囲において、受益者の生活、介護、療養、納税等に必要な費用を信託金融資産の中から随時給付し、または医療費・施設利用費等を銀行振込等の方法により直接支払う。

（２）受託者は、信託財産の管理を行い、信託金融資産をもって、固定資産税、保険料、管理費、修繕費、敷金・保証金等の返還金、管理委託手数料、登記費用、不動産の売却・購入、建物の建設・解体等に要する費用その他本件信託に関連して生ずる一切の必要経費を支払う。

（３）受託者は、信託不動産の維持・保全・修繕を、適当と認める方法・時期・範囲で実施する。

（４）受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産を賃貸・処分し、または新たな土地建物の購入、開発、建設、建替、解体、土地の境界確定作業などを行うことができる。受託者は、これらに付随する土地の地目変更、分筆・合筆、建物の滅失・表題登記、所有権保存・移転登記その他一切の登記手続を行うことができる。

第７条（利益相反の許容）

委託者兼受益者は、信託不動産について、受託者およびその扶養親族が無償で居住用不動産として使用することを、あらかじめ承諾する。

第８条（受託者の権限及び義務）

受託者は、信託事務の遂行上必要があると認めるときは、受益者の指図に基づき、または自らの責任において第三者を選任し、信託事務の一部を委託することができる。

２　受託者が信託事務に必要な諸費用を立替払いした場合、当該金額については信託財産から償還を受けることができる。

３　受託者は、信託財産を自己の固有財産とは明確に分別して管理し、これを混同してはならない。

４　受託者は、信託財産について必要があると認めたときは、火災保険等の損害保険契約の締結、変更、更新、解約等の手続を速やかに行うものとする。

５　受託者は、本件信託の開始後速やかに、以下の帳簿等を作成し、本契約の期間中、受益者の請求に応じて閲覧に供するため適切に保管するものとする。

（１）信託財産目録

（２）信託財産に関する帳簿

６　受託者は、受益者に対し、原則として年１回、前項（１）（２）およびその他の信託事務に関する事項について、書面または電磁的記録により報告する。また、受益者から請求があった場合には、速やかにその求めに応じて報告を行う。

７　本件信託に係る計算期間は、毎年１月１日から１２月３１日までとし、その末日を計算期日とする。ただし、初回の計算期間は信託の効力発生日からその年の１２月３１日までとし、最終の計算期間は、直前の計算期日の翌日から信託終了日までとする。

第９条（受託者）

本件信託の当初受託者は、以下の者とする。

住所：○○○○

氏名：○○○○

生年月日：○○○○

２　次の場合には、受託者の任務は終了する。

（１）受託者が信託法第５６条第１項各号に掲げる事由に該当したとき

（２）受託者に関して、後見開始または保佐開始の審判がなされたとき

（３）受益者または次順位の受託者の同意を得て辞任したとき

３　前項各号に該当する場合には、以下の者を第１順位の後継受託者として指定する。

住所：○○○○

氏名：○○○○

生年月日：○○○○

４　前項に定める後継受託者が就任を拒絶した場合、または就任できない場合、または就任後に任務が終了した場合には、信託法第６２条の定めにかかわらず、受益者が単独で後継受託者を選任することができる。

第１０条（受益者及び受益権）

本件信託の当初受益者は、以下の者とする。

住所：○○○○

氏名：○○○○

生年月日：○○○○

２　本件信託に係る受益権は、受託者の同意を得ない限り、譲渡、質入れその他の処分を行うことができない。

第11条（委託者及び受益者の地位）

本件信託に係る委託者及び受益者の地位及びこれに基づく権利は、委託者及び受益者の死亡により相続されることなく、本契約第18条により指定される残余財産の帰属権利者が取得するものとする。

第12条（受託者の注意義務）

受託者は、本件信託の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理するものとする。

第13条（受益者代理人）

1　本件信託の受益者代理人は次の者とし、本契約の効力が発生したときから就任する。

　　受益者代理人：○○○○

2　受益者代理人がいる場合には、信託法および本契約に基づく受益者の権利行使その他の意思決定は、当該受益者代理人により行われるものとする。

3　次の各号に該当する場合には、受益者代理人の任務は終了する。

（1）受益者代理人が信託法に定める退任事由に該当したとき

（2）受益者代理人につき任意後見監督人選任の審判がなされたとき

（3）受託者の同意を得て辞任したとき

（4）後継受託者に就任したとき

4　受益者代理人が欠けた場合、またはその他受託者が必要と認めた場合には、受託者は、任意の判断により書面で受益者代理人を選任することができる。

第14条（信託の変更）

本件信託は、その目的に反しない限り、受託者および受益者の書面による合意により変更することができる。なお、本件信託については、信託法第149条第1項から第3項までの規定を適用しないものとする。

第15条（受託者の解任）

受益者は、以下の各号に定める事由がある場合には受託者を解任することができる。なお、本件信託については、信託法第58条第1項を適用しないものとする。

（1）受託者が本契約に定める義務に違反し、受益者からの是正勧告後14日を経過しても相当の理由なく是正されないとき

（2）受託者に対し破産手続、民事再生手続その他これに準ずる手続の申立てがあったとき

（3）受託者が仮差押、仮処分、強制執行、競売または滞納処分を受けたとき

（4）その他受託者として信託事務を遂行することが困難となる重大な事由が生じたとき

第16条（信託の終了事由）

本件信託は、以下の事由により終了する。

（1）前記 佐藤父朗 が死亡したとき

（2）受託者および受益者が合意したとき

（3）その他、信託法に定める事由が生じたとき（ただし、信託法第164条第1項の規定を除く）

第17条（清算事務）

1　本件信託の清算受託者は、本件信託終了時点における受託者とする。

2　清算受託者は、本件信託の清算事務を遂行するにあたり、本契約および信託法、その他関連法令に基づき手続きを行うものとする。

第18条（終了に伴う残余財産の帰属）

1　本件信託終了時の残余の信託財産は、受益者相続人である前記 佐藤一朗 に帰属させる。

2　前項の 佐藤一朗 が死亡している場合には、その子である 佐藤次郎（〇〇年〇月〇日生）に帰属させるものとする。

3　前2項の定めにかかわらず、第15条第2号または第3号によって本件信託が終了した場合には、信託終了時の受益者に残余財産を帰属させる。

第19条（残余財産の引渡しの方法）

信託の終了に際して、受託者は残余財産のすべてを、前条に定める残余財産の帰属権利者に給付するものとする。

第20条（その他）

本契約に定めのない事項については、受託者および受益者が協議の上これを決定するものとする。

以上の通り、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者および受託者がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委託者

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（署名・押印）

受託者

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（署名・押印）